

令甲第48号
学校ニ於テ備フヘキ表簿ノ種類及其保存期限」) のこと
である。そこで、編さん項目、記載内容をめぐる審議の
状況および記載項目の統一以前までの過程を概観してみ
る。

2. 初期の学校沿革誌

太政官布告第40号(明治12年9月29日)の第41条によ
ると「府知事県令ハ管内学事ノ実状ヲ記載シテ毎年文部
卿ニ申報スベシ」とある。これをうけて本県は、14年6
月9日に文部卿に送付した13年度学事年報目録がある。
(学第4号明治14~16年)
「官省上申進達」

すなわち下記のようなものである。

| | |
|-------------------------------|------|
| 1 学事統計表(付録二葉) | 甲乙2葉 |
| 1 公立学校表 | 2冊 |
| 1 私立学校表 | 2冊 |
| 1 各種学校種別表 | 2葉 |
| 1 専門学校種別表 | 2葉 |
| 1 公学金出納 公学校所有品表・学資寄付(付録4葉) | 2冊 |
| 1 学事景況調 | 2冊 |
| 1 郡山農業学校諸規則 | 2冊 |
| 1 医学校職制並事務章程 | 2冊 |
| 1 医学校諸規則 | 2冊 |
| 1 学務委員理事則 | 2冊 |

こうした公文書としての学事年報の作成と呼応し、
「町村立小学校学事表簿様式」(14年県丁8号)あるい
は「学事諮問会規則」(19年10月)「学事年報取調要項」
(同年10月)等の規定と相まって、学校沿革誌と学事年
報とは相互補足的な関連を保持しながら整備されていく
ものと考えられる。具体的には、16年2月、文部卿松方
正義が文部省で教育沿革史を編さんするので「県庁及学
校所蔵ノ旧記類其他(中略)古老ノ口碑ニ資リ学制頒布
前ニ係ル左記ノ諸項ヲ取調本年八月限可差出此旨相達候
事」(日本教育史資料一)と命じ、藩内学事上の諸制度
をはじめ、士族・平民の子弟教育方法等多くの調査項目
をあげ、しかも短期間での報告なので、各学校の苦慮は
大きかったと思われる。したがって東白川郡社川小所蔵
の「自明治8年6月 自明治9年11月
至明治9年8月、堤小学留記」至 12年6月、
寺山小沿革誌」のように、日記の形式をとっているもの
は、学事年報規定等以前のもので、きわめて貴重な資料
である。「学校沿革誌并ニ日記調製概則」(明治9年7
月198号)では「(前文略)学校沿革ノ史乗ヲ編集シ其起立
ノ因由ヲ後世ニ伝ヘサルヘカラス(中略)自今各公立学
校ニ在リテハ必ス沿革誌并ニ日記ヲ備ヘ従前ノ沿革将来
ノ経歴ヲ記録シ以テ他日ノ徴考証拠ニ供スヘシ(後略)」
として前文でその趣旨をる説明し、七項目の細則をあ
げている。こうした布達は、本県の場合はなかったよう
である。

3. 教育会の動向

耶麻郡千里尋小では「明治13年6月、学校沿革誌ヲ調

制ス」(明治24年6月)とあるが、県内各校の実質的な
着手の状況は、20年以降である。当時は、各校・各郡ご
とに独自の項目を設定し、学事年報形式あるいは文部省
の「学制沿革取調要目」をミックスした編さん項目であ
る。

備付、保管の義務がなかったことは前述したが、資料
を整理し、たんねんに毛筆で書くだけでも容易ではなか
った。そのうえ、「小学督業職務規程」(明治21年1月
12号)、
「小学督業設置準則」(同年2月20日)
(県訓令甲第65号)による
督業の巡視で諸簿冊の検閲を強化し、学事年報について
は、訓令甲第149号(19年11月)を改正し、小学校から
戸長役場への提出期限の1月10日を厳守するよう通達し
ている。(県訓令甲第201号)
21年12月25日

さて、各校独自の編さん形式を郡として統一した項目
にすべきだとする気運が高まってきた。耶麻郡教育諮問
会(23年7月27日、喜多方高小)において、耶麻郡長は
郡下各小学校長、首坐訓導、各町村長を集め、五件につ
いて諮問しているが、その中に「沿革史編集ノコト」が
ある。これについては次のように決定したと報告してい
る。(福島私立教育会雑誌)
第60号

沿革史編纂ノ件ハ項目取調委員五名ヲ挙ゲ、九月
月迄ニ復申セシメ、郡衙ニ於テハ委員ノ取調ベシ草案
ヲ調査シ、之ヲ訓令シ各校ハ六ヶ月ヲ期シ、創設ノ始
メヨリ本年三月迄ノ沿革ヲ取調ブルコト尚以降ハ年々
其年ノ沿革ヲ編纂スルコトナレリ

翌24年1月、郡訓令甲第2号「沿革史調制スヘキ件」を
制定し、金田小(24.6)、千里小(24.6)、山田小(24.
7)、塩川小(24.8)等郡内全校の編さんをみている。

この山田尋小(現熱塩小)の沿革誌の前書きに、経緯
を次のように述べている。

今本校沿革誌ヲ編纂スルニ臨ミ其参考トスルヘキ記
録ナシ、管ニ存在スルモノハ不整理ナル帳簿ニ二アル
ノミ、故ニ創立以来明治七年迄テハ抛ルヘキモノナ
キヲ以テ大ニ之ヲ苦慮シ西走東馳之ヲ尋問スルモ敢テ
確呼タル説ナシ、確タル説ニ非サランハ之ニ信ヲ置ク
能ハス信セサレハ從テ之ヲ記録スル能ハス故ニ其一二
存在スル処ノ帳簿ニ根拠シテ其概略ヲ記載ス

この辺の実情は、他郡においても共通する問題であつ
た。なお前出の項目は、(1)沿革、(2)教則、(3)諸規則、
(4)職制、(5)生徒、(6)職員、(7)試験、(8)賞与、(9)学事関係
役員、(10)経済、(11)備品、(12)付録という項目順に統一され
ている。

こうした先進郡の動向について、県教育会の機関雑誌
は初めて23年9月号でとりあげ、「学校ニ於テ其校ノ沿
革並ニ諸種ノ事柄ヲ取調ベ之ヲ後々ニ伝フルコトノ必要
ナルハ(中略)各小学校長若クハ首坐訓導ハ是非トモ沿
革誌並ニ年報ノ調整ニ従事セザルベカラズ(後略)」(同
号「雑報」と主張し、資料の収集、編集の着手を急ぐよ
う呼びかけている。と同時に、模範的なものを参考とし